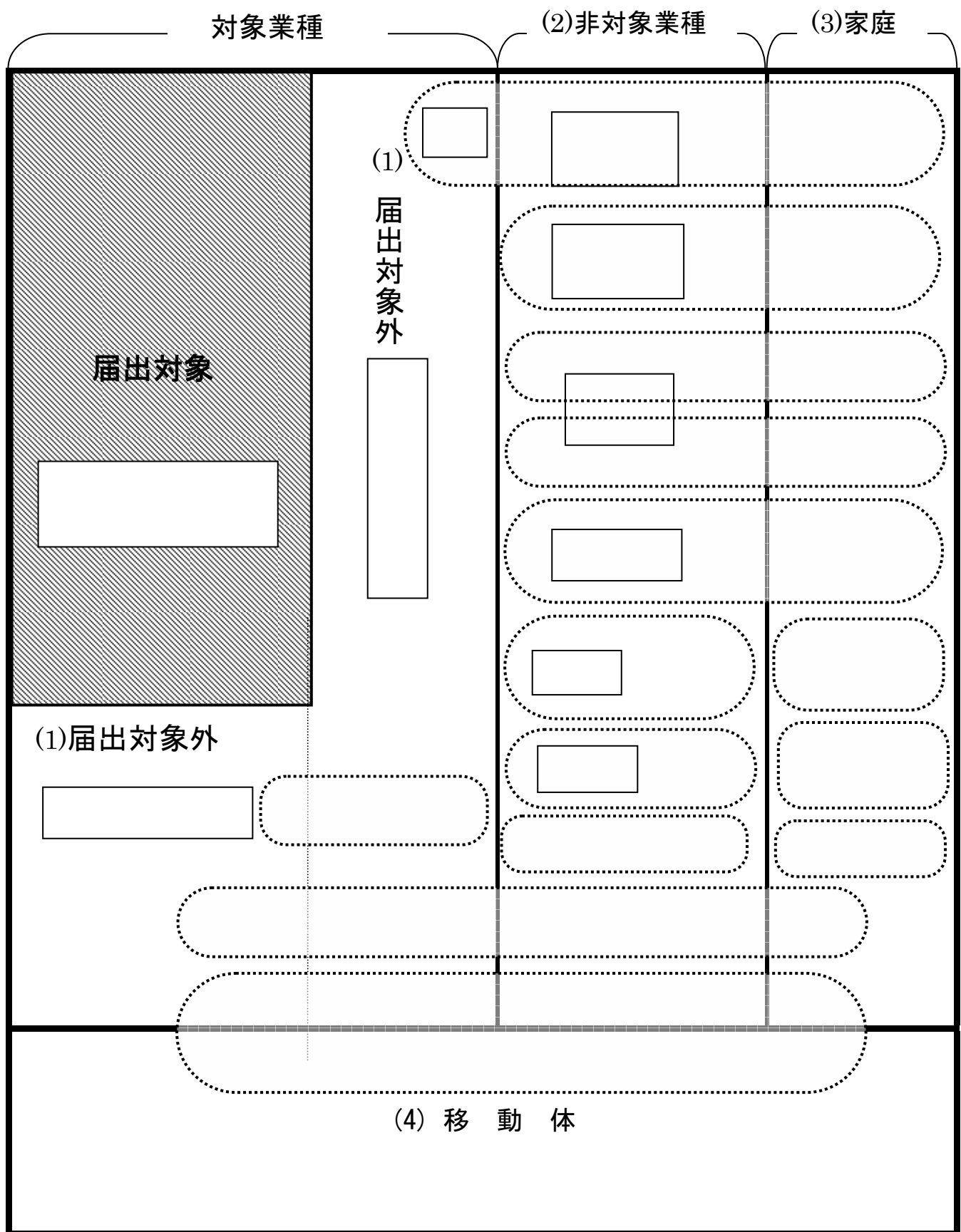


I. 推計方法の基本的な考え方

1. 法令の規定

2. 基本的な考え方

集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）



届出外排出量の推計の概要

推計対象／算出事項	(1)対象業種	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	【資料】
すそ切り以下事業者	○				参考1
農薬	○ 検疫用くん蒸剤	○ 農業、林業、ゴルフ場など	○ 家庭用		参考2
殺虫剤		○ 防疫用、シロアリ	○ 家庭用、不快害虫用、シロアリ		参考3
接着剤		○ 建築用、土木用 (合板からの二次排出を含む)	○ 家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		参考4
塗料		○ 建築用、土木用	○ 家庭用		参考5
漁網防汚剤		○ 漁業、水産養殖業			参考6
医薬品(エチレンオキシド、ホルムアルデヒド)		○ 医療業、滅菌代行業			参考7
洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)		○ 業務用、農業	○ 家庭用		参考8
防虫剤・消臭剤			○ 家庭用		参考9
汎用エンジン		○			参考10
たばこの煙			○ (ダイオキシン類は除く)		参考11
自動車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器	参考12
二輪車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス	参考13
特殊自動車				○ 建設機械、農業機械、産業機械	参考14
船舶				○ 貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート	参考15
鉄道車両				○ エンジン、ブレーキ等の摩耗	参考16
航空機				○ エンジン、補助動力装置	参考17
水道	○	○	○		参考18
オープン層破壊物質	○ 洗濯業等	○ 業務用(冷蔵庫等)	○ 家庭用(冷蔵庫等)	○ カーエアコン	参考19
ダイオキシン類	○ 小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	○ 非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	○ たばこの煙	○ 自動車排出ガス	参考20
低含有率物質	○				参考21

3. これまでの取組

4. 各事項の推計方法の概略

(1) 対象業種を営む事業者からの排出量【参考1】

(2) 対象業種を営まない事業者からの排出量（非対象業種からの排出量）

(4)

①農薬の使用が想定される業種（農業、林業、ゴルフ場など）【参考2】

10

9

(2)

(1)

②殺虫剤の使用が想定される業種（防除業など）【参考3】

(2)

③接着剤、塗料の使用が想定される業種（建設業など）【参考4、参考5】

④漁網防汚剤の使用が想定される業種（漁業、水産養殖業）【参考6】

⑤医薬品の使用が想定される業種（医療業、滅菌代行業）【参考7】

⑥洗浄剤、化粧品等の使用が想定される業種（農業、飲食業、建物サービス業など）【参考8】

⑦汎用エンジンの使用が想定される業種（農業、林業、建設業など）

【参考10】

GWh/

ng/kWh

ng/kWh

⑧その他の非対象業種

(4)

(3) 家庭からの排出量

(4)

(2)

①農薬【参考2】

(2)

②殺虫剤【参考3】

(2)

③接着剂、塗料【参考4、参考5】

(2)

(3)

④洗净剂、化粧品等【参考8】

(3)

(3)

⑤防虫剂、消臭剂【参考9】

(3)

(3)

⑥たばこの煙【参考11】

(5)

⑦その他の家庭からの排出

(4) 移動体からの排出量

①自動車【参考 1 2】

ng/km

km³

GWh/

kW

ng/kWh

ng/kWh

/

②二輪車【参考 1 3】

ng/km

km³

③特殊自動車（建設機械、農業機械、産業機械）【参考 1 4】

(4)

GWh/

ng/kWh

ng/kWh

④ 船舶（貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート）【参考15】

12

12 200

200

⑤ 鉄道車両【参考16】

ng/kg-

⑥航空機【参考17】

914) (Landi ng and Take Of f) 3,000 (

kg- /LTO ng/kg-

g/

⑤その他の移動体からの排出

(5) その他

①水道の使用に伴うトリハロメタン【参考18】

(1)

(2)

(3)

(1) (3)

②オゾン層破壊物質【参考19】

(1)

(2)

(3)

(4)

③ダイオキシン類【参考20】

(1)

(2)

(3)

(4)

④製品の使用に伴い排出される低含有率物質【参考21】

5. 推計方法の見直し等について